

伊東市地域おこし協力隊 募集要項

(伊東商工会議所 勤務)

1 募集概要

伊東市では、総務省の地域おこし協力隊制度を活用し、専門的なスキルを有する人材を伊東市に受け入れ、伊東商工会議所に勤務する地域おこし協力隊員を募集します。伊東商工会議所は、地域商工業の総合的な改善・発達を図り、併せて地域社会の福祉の増進に資することを目的とした公共性の高い経済団体で、事業者支援(経営全般)や地域資源を生かした新たな価値の創出など、地域経済を支える中核的な役割を担っています。

このたび募集する地域おこし協力隊員には、伊東商工会議所を活動拠点とし、行政と民間事業者の双方と連携しながら、外部人材ならではの柔軟な発想や企画力、情報発信力を生かし、地域経済の活性化に寄与していただきます。

【主な活動内容】

伊東商工会議所の業務を通じた地域経済の活性化に資する活動

- ・地域産業(菓子・地魚など)の魅力発信(SNS を積極的に活用した情報発信やイベント等の企画・運営など)
- ・ふるさと伊東応援事業(ふるさと納税を活用した地域振興事業)におけるポータルサイト構築のためのサポート及びプロモーション支援等
- ・伊東商工会議所が実施する事業や事業者支援策の紹介(ホームページや SNS の更新等)
- ・市内商店街来誘客数増加を目的とする SNS を積極的に活用した情報発信
- ・伊東市や関係団体が実施するイベント等に伊東商工会議所ならびに伊東商工会議所が運営する団体が出店する際の人的サポート
- ・伊東商工会議所会報紙「Chamber」の編集・発刊に関する業務(事業者にとって有益な情報を記事掲載するための取材・原稿作成)

活動期間終了後の起業・就業に向けた隊員の特性に合わせた自主活動

その他地域おこしに関するものとして市長が必要と認める事業

その他伊東商工会議所の目的達成に必要な業務及び市長が必要と認める活動

2 募集人員及び募集対象

(1) 募集人員 1名

(2) 募集条件

- ・ 令和8年4月1日現在で20歳以上概ね40歳未満の方。性別は問いません。
- ・ 応募時点で、3大都市圏をはじめとする都市地域(過疎、山村、離島、半島等の地域以外)に居住している方で、採用後、伊東市に住民票を異動し、移住できる方。

- ※ 応募の時点で既に住民票が伊東市に異動済みの方は、応募不可となります。
- ※ 三大都市圏とは、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県をいう。
- ・ 活動地域(伊東市)に興味があり、チャレンジ精神旺盛な方
- ・ 地域の活性化に意欲がある方
- ・ 心身ともに健康で、誠実に職務ができる方
- ・ 普通自動車運転免許を所持している方
- ・ パソコン(Word、Excel、インターネット、SNS 等)の一般的な操作ができる方
- ・ 任期終了後、伊東市において起業、就職、定住に意欲のある方
- ・ 暴力団員、暴力団関係事業者に該当しない方

3 応募手続き

(1) 応募受付期間

令和8年3月12日(木)～令和8年3月27日(金)

(2) 応募方法

下記まで書類を直接持参いただくか、郵送してください。

(3) 応募先

〒414-8555

静岡県伊東市大原二丁目1番1号

伊東市役所 観光経済部 産業課 「地域おこし協力隊募集」宛

(4) 応募書類

- ・ 伊東市地域おこし協力隊申込書(伊東商工会議所) 1通
- ・ 住民票の抄本 1通(本籍・国籍の分かるもの)
- ・ 地域おこし協力隊への応募動機(原稿用紙1枚程度:400字以内)

※ 提出書類は返却できません。

4 選考方法

(1) 第1次選考「書類選考」

- ・ 応募書類を基に、書類選考による第1次選考を実施します。
- ・ 選考結果は、応募者全員に文書を発送します。

(2) 第2次選考「面接試験」

- ・ 第1次選考合格者を対象に、面接試験を実施します。
- ・ 日時や場所等の詳細については、第1次選考結果の通知の際にお知らせします。

※ 受験者の都合を考慮し、オンラインでの面接も可とします。

(3) 最終結果の報告

- ・ 第2次選考の受験者全員に文書で通知します。
- ※ 選考の経過や結果についての問い合わせには応じられません。

(4) 選考にあたり必須ではないが、満たしていると優遇される要件

- ・マーケティング、プロモーション、ホームページや SNS 等の活用に関する実務経験
- ・イベント等の企画・運営等のに関する実務経験
- ・広報紙発刊に係る、取材・編集・原稿作成に関する実務経験
- ・動画制作、編集に関する実務経験
- ・WEB サイト制作、編集に関する実務経験

5 勤務条件及び雇用形態等

主な内容・条件は次のとおりです。

活動場所	活動の拠点は伊東商工会議所(住所:伊東市銀座元町 6-11)であり、業務内容についてノウハウを持つ当該団体職員と共に活動していただきます。
活動開始日	令和8年4月1日(水)以降 (応相談)
活動時間	伊東商工会議所と協議のうえ、決定します。 ※ 原則、月20日、1日 8時間(原則午前8時30分～午後5時15分・休憩45分間を含む。)とします。 (土・日・祝日勤務の場合あり) ※ 活動日以外で隊員活動業務に支障がなければ、兼業(副業)についても認めます。
任用形態・期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 伊東市地域おこし協力隊隊員として伊東市長が委嘱し、市との業務委託契約により活動していただきます。 ・ 伊東市と雇用関係はないため、活動期間中の国民健康保険料、介護保険料、国民年金などは、ご自身で加入し、保険料を負担していただきます。 ・ 任用期間については、委嘱日から令和9年3月31日までとします。なお、活動に取り組む姿勢、業務の成果等により、次年度からは年度ごと委嘱し、最長3年間(令和11年3月31日)まで延長できるものとします。
委託料及び活動経費	委託料 月額 265,000円 活動経費 住宅借上げ料(月額上限 50,000円) 光熱水費(月額上限 20,000円) 通信運搬費(月額上限 20,000円) その他活動に必要な経費を予算の範囲内で支払います。 (全て税込の金額とします。)

活動支援補助金	総務省が策定した「地域おこし協力隊推進要綱」に基づき、地域おこし協力隊の任期終了の日から起算して前1年以内又は地域おこし協力隊の任期終了の日から1年以内に伊東市内において起業・事業承継に要する経費を補助(上限100万円)します。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受験のために必要な費用(交通費、郵便料等)は応募者の負担となります。 ・ 最終決定者が伊東市へ転居するにあたり発生する費用(引越費用、家財道具購入費、その他日用品購入費等)は、自己負担となります。 ・ 日常生活における移動手段として自家用車等の持ち込みをお勧めします。 ・ 募集要項の内容及び伊東市での地域おこし協力隊としての勤務について、ご不明な点がございましたら、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

6 問い合わせ先

静岡県伊東市役所 観光経済部 産業課 商工労働係

TEL0557-32-1734(直通) 担当:川村

E-mail sangyou@city.ito.shizuoka.jp

電話によるお問合せは、平日午前8時30分から午後5時15分の間をお願いします。

※ 地域おこし協力隊の採用や予算執行については、令和8年度予算の成立が前提であり、今後内容等が変更になることもありますので、あらかじめご了承ください。